

2023年8月28日

ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社
代表取締役社長 玉井 孝直 様

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 西島 秀向

【連絡先(事務局)】担当：松田
〒540-0024 大阪市中央区南新町一丁目2番4号
椿本ビル5階502号室
TEL 06-6920-2911 / FAX 06-6945-0730
E-mail : info@kc-s.or.jp
ウェブサイト : <http://www.kc-s.or.jp>

申入書

貴社より2023年4月14日付「回答書」(以下「回答書」といいます。)を受領しました。ご回答ありがとうございました。

当団体において、回答書について検討した結果、貴社が提供する「リステリン® トータルケアプラス」などの「リステリン」ブランドの商品(以下「リステリン」といいます。)の商品ラベル及びウェブサイトでの表示にある、「殺菌力」「マウスウォッシュ売上」「No. 1」といった文言は、消費者の誤認を招くものであり、不当景品類及び不当表示防止法上の問題があるものとの判断に至りました。

そこで、当団体は、貴社に対し、不当景品類及び不当表示防止法30条1項1号に基づき、下記のとおり申入れをいたします。

つきましては、本「申入書」に対するご回答を、2023年9月27日までに、書面にて、当団体事務局宛て、ご送付くださいますようお願いいたします。

なお、既に貴社に連絡しておりますとおり、本「申入書」は、公開の方式で行わせていただきますので、本書の内容及びそれに対する貴社の回答の有無・回答内容等は、全て、当団体ウェブサイト等で公開いたします。

申入れに対する貴社の誠実、真摯な対応を期待します。

記

第1 申入れの趣旨

- 1 画像①は、小売店の店頭でリステリンが陳列されている状況を撮影したものです。リステリン本体上部に貼付されている商品ラベルに印刷されている表示に関し、画像①のように、1枚の商品ラベルの中に、「殺菌力」との表示と「No. 1」との表示を同時に行うことの停止を求めます。



画像① 店頭での販促広告での状況

- 2 画像②は、貴社のウェブサイトにおけるリステリンの商品紹介ページをプリントアウトしたものです。リステリン本体の写真が同ページの左側に表示されていますが、そのリステリン本体の上部に貼付されている商品ラベルに印刷されている表示に関し、画像②のように、1枚の商品ラベルの中に、「殺菌力」との表示と「No. 1」の表示を同時に行うことの停止を求めます。

リステリン® トータルケア プラス



口内の菌の住み家にまで有効成分が浸透し菌を殺菌することで、虫歯や歯肉炎を予防します。

1000ml

購入はこちら



出所： <https://www.listerine-jp.com/mouthwash/anticavity/listerine-total-care-plus-mouthwash> 2023年8月27日確認

画像② ウェブサイト上の画像

第2 申入れの理由

画像①の商品ラベルにおいても、画像②の商品ラベルにおいても、「殺菌力」という表示と「No. 1」という表示の文字が大きく、かつ、これらの表示相互の位置関係から見て、一見してそれらの表示が主語と述語の関係（殺菌力がNo. 1であるという表示）にあると読み取れるような表示となっております。

他方で、画像①の商品ラベルにおいても、画像②の商品ラベルにおいても、「No. 1」の表示の左肩に印刷されている「マウスウォッシュ売上」の表示は、「殺菌力」及び「No. 1」の表示に比べて著しく小さい文字で印刷されており、「マウスウォッシュ売上」の表示と「No. 1」の表示は一見して主語と述語の関係「（殺菌力ではなく）売上がNo. 1である」にあると読み取ることは困難な表示となっております。

したがって、上記それぞれの販促広告としての商品ラベルを目にした消費者は、「リステリンの『殺菌力』は類似商品の中でも『No. 1』である」と誤認

するおそれがあると考えられます。

この点、「リステリンの『殺菌力』が類似商品の中で『No. 1』である」ことを裏付けるデータ等が存在するわけではない（そもそも「殺菌力」がいかなる意味で表示されているのかも不明であります。）ことから、上記各表示は、「実際のもの…よりも著しく優良であると誤認される表示」（不当景品類及び不当表示防止法30条1項1号）に該当します。

よって、当団体は、不当景品類及び不当表示防止法30条1項1号に基づき、貴社に対し、申入れの趣旨記載のとおり、商品ラベルの表示の停止を申し入れます。

以上